

駒沢女子大学・駒沢女子短期大学 動物実験規程

(目的および運用範囲)

- 第1条 この規程は、「駒沢女子大学・駒沢女子短期大学 研究倫理規程」に基づき、また、「動物の愛護及び管理に関する法律（平成12年）」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年）」、Guide for the Care and Use of Laboratory Animals (National Institute of Health USA)及び、その他の関連諸法規に従って、駒沢女子大学及び駒沢女子短期大学（以下「本学」という。）において行われる動物実験に関し遵守すべき事項を定め、科学的観点はもとより、動物福祉の観点からも適切な動物実験の実施を図ることを目的とする。
- 2 この規程は本学で行われるすべての動物実験に適用される。

(実験者の行為準則)

- 第2条 本学において生命科学の研究のために動物実験を行う者（以下「実験者」という。）は、これら動物実験の基本指針に従って、動物を虐待することなく、かつ動物に無用な苦痛を与えることがないように適正な取扱いを行い、正しく動物実験を実施しなければならない。

(実験動物及び実験用動物の定義)

- 第3条 実験動物とは、研究や実験に使用する目的で繁殖、生産、飼育された動物をいう。
- 2 実験用動物とは、前項の実験動物の他、実験、試験、研究に使用されるすべての動物の総称であり、実験動物、家畜、野生動物に分類される。

(研究倫理委員会の任務及び権限)

- 第4条 本学における実験動物に関わる研究活動を円滑に遂行させるため、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の任務及び権限は、以下の各号に定める。
- (1) 委員会において実験動物の飼育管理及び動物実験指針の適正な運用について審議すること。
 - (2) 動物実験に先立って「動物実験計画書」を審査し、その実施を承認すること。
 - (3) 特に安全管理を必要とする動物実験に先立って、人間への安全基準の確保の観点から「使用物質に関する資料」を審査し、その使用を許可すること。

(動物実験の計画、承認)

- 第5条 実験者は、動物以外では実験が遂行することができない場合にのみ動物実験を行い、安易に動物実験を行ってはならない。実験者は、実験の目的、実験方法、実験目的に適した動物種の選定理由及び実験成績の精度・再現性に必要と考えられる供試動物数等を明記した実験計画を立てなくてはならない。動物実験の経験のない者が実験を行う場合には、専門家の指導のもとに行わなければならない。
- 2 実験者は本規程を遵守し、別に定める動物実験計画書を作成し、研究倫理委員会の承認を得た上で動物実験を行わなければならない。
- 3 実験者は実験の範囲を研究目的に必要な最小限度にとどめるため、適正な供試動物を選択し、実験方法の検討を行うと同時に適正な飼育環境などの条件を確保しなければならない。
- 4 実験者は文献検索及び研究情報により実験の目的に適した動物種、系統、性別等を選択する。実験の再現性を得るために必要な動物の数及び遺伝学的・微生物学的統御による品質及び飼育条件を考慮し、選択した供試動物についての基本的な知識の習得に努めなければならない。

(供試動物の導入)

- 第6条 実験動物は、専門の実験動物供給業者から納入する。
- 2 実験者は、納入された動物について匹数、性別、週齢又は体重等の条件及び動物の健康状態を確認し、その管理を厳重に行う。

(動物の飼育管理)

- 第7条 実験者は実験室の温度、湿度、気圧、光線及び周期等の環境を適正に保持するように努める。
- 2 実験者は、動物の状態を詳細に観察し、健康状態を保つために適切な処置を施す。

(動物実験操作)

- 第8条 実験者は、科学的観点はもとより、動物福祉の観点からも適切な動物実験操作を習得した後に実験を行い、動物に無用な苦痛や不安、恐怖を与えないように配慮する。

- 2 実験者は、実験操作を容易にし、かつ人間への危害を防止するために、動物に無用な苦痛を与えない範囲で適切な保定を行う。
- 3 実験者は、実験の目的に支障を及ぼさない範囲で適正な麻酔剤又は鎮痛剤等を投与し、動物にできる限り苦痛を与えないように努める。麻酔剤の種類及び投与の方法は、動物の種類や実験目的によって異なるので、専門家に相談して最適の麻酔を行わなければならない。
- 4 実験者は供試動物に適切な方法で個体識別を行い、動物の由来、系統、購入日、実験日、実験者氏名及び実験内容等の検索を可能にしておかなければならない。

(実験終了時の処置)

- 第9条 実験者は実験を終了した動物を処置するときは安楽死の方法を用いなければならない。その方法としては、致死量以上の麻酔剤の投与又は他の適切な方法で速やかに動物を苦痛から解放させるよう努める。
- 2 実験者は動物の屍体を冷凍庫に保存し、人間の環境が損なわれないよう努める。
 - 3 実験者は動物屍体等の処置の一部又は全部を実験動物業者に委託することができる。

(安全管理を必要とする動物実験)

- 第10条 物理的、化学的に危険な物質を扱う実験においては、人間の安全を確保することはもとより、動物の飼育環境の汚染により実験結果のデータの信頼性が損なわれることのないように十分配慮する。
- 2 物理的、化学的に危険な物質を使用する場合は、十分な文献調査及び研究情報により人間への安全基準が確保されている物質であることを裏付ける資料を研究倫理委員会に提出し、その許可を得る。

(実験成果の報告の義務)

- 第11条 実験者は、動物実験が適切に行われ十分に目的を達したことを明らかにするために、積極的に学会発表、学術雑誌への論文掲載を行う。

(改廃)

- 第12条 この規程の改廃は、研究倫理委員会の議を経て、人間総合学群教授会、人間健康学部教授会、看護学部教授会及び駒沢女子短期大学教授会が行う。

附 則 この規程は、平成22年6月2日より施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。